

平成19年度 国立大学法人豊橋技術科学大学 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

- 1 シラバス等に明示された教育目標・教育理念について、オリエンテーション等で具体的な説明を行い、学生に周知・理解させる。
- 2 教養教育等を反映した教育課程に基づき、世界観、歴史観などの教養科目及び実践的思考力を醸成させる教育を多様な学習歴を有する入学生に対応して充実させる。
- 3 日本技術者教育認定機構（JABEE）の資格認定審査を受けた技術者教育プログラム修了者に対して、大学院修士課程において高度な専門教育を実施する。
- 4 「卒業後・修了後に到達したい技術者・研究者像」及び「取得したい資格」等について意識調査を行い、その分析を行う。
- 5 各授業科目で設定した成績評価基準に基づいて評価しているかを調査し、成績評価基準の妥当性・整合性等の改善を図る。
- 6 履修指導方法を改善し、学部卒業後の進路として、学部・大学院修士課程を通じた高度な技術科学教育を達成するため、学部卒業生の75%以上の本学大学院修士課程への進学を確保する。
- 7 平成17年度、18年度の調査結果を踏まえ、大学院修士課程修了者及び大学院博士後期課程修了者の進路状況と、社会・産業構造等の関連を調査する。
- 8 これまでに実施した調査結果を分析し、対応を検討し、それに基づき教育改善案を検討する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

- 1 「らせん型教育」を機能的に実現できるよう、基礎科目と専門科目のガイドラインを作成する。
- 2 海外実務訓練の効果を検証する。また、企業における実務訓練に関して、検討結果を基に改善案を提案し、実施する。
- 3 創造的思考力育成の観点から、大学院の実質化に向けた新たなプログラムを計画する。また、卒業研究及び修士論文研究での問題点を改善する。
- 4 専門科目の中で、技術史、科学史に関する講義の充実を図る具体的方策を検討するとともに、「技術者倫理」の講義内容についても見直し、平成20年度のカリキュラムに反映させる。
- 5 ものづくり体験を持たない普通高校出身学生に対して技術科学に対する興味を抱かせるため課している、「工学概論」と「工作実習」の内容を検討し、改善策を平成20年度のカリキュラムに反映させる。
- 6 学部教育において、基礎的能力や問題解決能力を高めるための対策を検討するとともに、対策の実質的な効果を評価する方法を検討する。
- 7 英語による記述力、コミュニケーション能力を向上させる授業科目の充実を図るための具体的方策を検討する。
- 8 工業高校、普通高校、高等専門学校生、留学生、社会人など多様な経歴の学生に対して教育課程の有効性を教務委員会並びにその下におかれた共通教育ネットワー

クにおいて検討する。また、能力別クラス編成、少人数教育、補習授業、e - ラーニングなどを実施するとともにその教育効果を検証する。平成20年度のカリキュラムに改善策を反映させる。

- 9 外国人留学生のための大学院修士課程英語特別コースとして、複合型特別コースを新たに設置し、教育課程の充実を図るとともに、ホーチミン市工科大学、バンドン工科大学を対象とする大学院修士課程におけるツイニング・プログラムの学生募集を実施する。
- 10 大学院長期履修制度特別コースを開設し、高等専門学校専攻科修了の社会人に対して、修士課程・博士後期課程の募集を開始する。また、本学教員、同コース学生が所属する企業と高等専門学校専攻科教員との連携の下に指導する教育体制を整備する。
- 11 大学院修士課程の教育目標・理念に関する大学院生の理解度の調査を行う。
- 12 大学院生の各授業の理解度を調査する。
- 13 単位互換制度及び遠隔授業を拡充するための方策の試行結果に関する調査を行い、それを評価するとともに必要に応じて改善策を実施する。
- 14 技術者認定制度等の活用事例調査と国家資格等の取得者を各課程ごとに調査する。
- 15 実践的・高度技術教育を有効に実施するために、専門基礎能力、創造力、実践能力、総合的判断力、語学能力等の育成のため、多様な形態の授業をそれぞれの目的に応じて実施し、併せて能力別クラス編成、PBL型授業、e - ラーニング、少人数・個別授業など、授業方法の工夫と改善を進める。
- 16 教育履歴、学生の能力に基づくクラス編成等のガイドラインに基づき、教育履歴、学生の能力に応じたクラス編成を実施するための具体的方策を検討する。
- 17 工業高校からの推薦入学者の入学後の学業成績の調査結果に基づき、入学前指導の内容の見直しを行う。
- 18 オフィス・アワーの実態を調査する。
- 19 学期制を3学期制から2学期制に移行した場合に生ずる問題点を整理し、様々な視点からシミュレーションを行い、具体的に検討すべき項目を明確にする。
- 20 各授業科目の成績判定資料、授業調査票などを通して、各授業の成績評価結果の妥当性を分析する。
- 21 入学者がアドミッション・ポリシーに沿った学生であるかを調査し、その結果を入学者選抜方法に反映させることを検討する。
平成17年度から実施された新しい選抜方法によって入学した高校出身者が3年次編入者と合流することになるため、この時点での修学状況を学生の意識も含めて調査する。
- 22 オープンキャンパス、体験実習、教育連携講座の内容を充実させるとともに、周知を図る。
また、本学の魅力を公式ホームページに掲載する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 1 教育制度委員会と教務委員会の役割分担について検証を行い、運営体制の改善を行う。
- 2 系と教育関連センターとの有機的な連携を図るための教育・研究組織の再編を進める。
- 3 教育制度委員会において、ティーチング・アシスタントの実施方法等についての

検証を行い、有効活用に向けた指針を示す。

- 4 本学の教育目標・教育理念及びその趣旨を公式ホームページ及び広報誌等で学内外に公表し、周知する。
- 5 教育の改善方策に対するシステムの試案に基づき、システムを試行する。
- 6 確立したFD（ファカルティ・ディベロップメント）体制の実施、企画、教育効果の検証を行う。
- 7 ティーチング・アシスタント（TA）に対するアンケート調査結果を基に、TAに対して、教育補助者としての資質の向上を図るために必要な研修内容、方法を整理する。
- 8 教育の質の向上・改善を図るため、平成18年度に試行した教員の個人評価の評価結果を基に評価基準・評価方法の見直しを行い、教員の個人評価を実施する。
- 9 引続き、教育用機材、空調設備、Web教育教室の充実など、学生が学習しやすい環境改善を図る。
- 10 学内調整された教育環境の充実・強化を図る。
- 11 電子的図書資料等（電子ジャーナル等）の収集方針及び資料購入予算等の見直しに基づき、電子図書資料の整備・充実を図る。
- 12 学生用図書の整備状況調査結果に基づき、予算の範囲内で整備・充実を図る。
- 13 図書館の利用者サービスや施設の整備状況について検証する。

（４）学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 1 IT手法を取り入れた授業の履修、学習に関する問題への相談・助言体制を整備し、試行する。
- 2 新入生オリエンテーション等において、「何でも相談窓口」及び「学生相談（カウンセリング）」の利用について、周知を図るとともに、多様な相談に対応するため、学生相談担当者連絡会の組織の見直しについて検討する。
- 3 教職員や学生の相談窓口を明確化した相談体制・防止対策体制を整備し、周知を図る。また、相談窓口担当者に対する研修を行い、担当者の資質の向上を図る。
- 4 福利施設に建築する学生交流会館の効率的な運用を図り、学生交流の場を提供する。
課外活動活性化のため、課外活動施設・場所・活動援助経費を見直すとともに、学生行事の支援を行う。
- 5 平成18年度の学生支援に関する分析結果を基に、学生の諸活動に対する支援内容等の充実を図る。
- 6 現行の学生特別支援制度の見直し及び授業料免除の実施方法について検討する。
- 7 就職資料室のある福利厚生施設の改修に伴い、就職資料室の整備・充実を図る。また、就職に関する支援体制を強化し、就職活動支援の充実を図る。
- 8 学生の職業意識の形成に資するため、学生支援組織を強化する。また、講演会等の就職ガイダンスを開催する。
- 9 留学生対象の各種ガイダンスに関するアンケート調査・分析結果に基づき、各種ガイダンスを改善する。また、調査項目、方法等についても見直しを行い、新たにアンケート調査を実施する。
- 10 留学生対象ホームページに関するアンケート調査・分析結果に基づき、ホームページの内容を改善する。
- 11 留学生を対象にした生活実態調査結果について分析を行い、留学生の修学上、生

活上の課題の対応策を検討し，実施する。

- 12 留学生後援会を拡充し，民間宿舎への入居保証体制の強化と留学生住宅総合補償制度の活用を推進し，民間宿舎の確保を支援する。
- 13 社会人再学習支援教育プログラムを整備し，幅広く社会人学生を受入れる教育体制を構築し，豊橋駅前「サテライト・オフィス」において平成20年度から開始する社会人向け授業計画を策定する。
- 14 障害を持つ学生の修学支援の充実を図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 1 21世紀COEプログラムにより承継した研究センター及び教育プログラムを大学院専攻の再編等に反映させる。
- 2 技術移転を推進する制度の改善方法を検討する。
- 3 関連団体と協力して，連携融合事業である，未来ビークルリサーチセンター事業及び県境を跨ぐエコ地域づくり戦略プラン事業の一層の推進を図る。
- 4 「目標評価室データ入力システム」の研究業績等のデータの分析結果に基づき，研究活動の活発化や国際会議発表等を奨励するための方策を作成する。
- 5 大学院における技術科学教育の基盤となる研究を推進するため，企業・機関と締結した研究連携協定等に基づき，共同研究等を実施することにより，より強固な研究連携を推進する。
- 6 海外サテライト・オフィス等の活用や帰国留学生と連携して実践的な共同研究及び教育支援を企画する。
技術科学教育と最新の情報発信等による研究者支援のためのネットワークの構築を継続する。
- 7 医工連携，農工連携などの共同研究事業の実施事業を分析し，新たな技術科学分野の創出や融合分野での研究活動の活性化への方策を作成する。
- 8 学内の各研究プロジェクト実施状況の分析結果に基づき，学際的な連携とユニークな発想に基づく独創的，萌芽的な研究プロジェクトを推進するために体制整備を含めた方策を作成する。
- 9 新技術の創出や新分野適応の推進に向けて設置したりサーチセンター等の活動状況の分析結果及び異分野間交流を目的としたワークショップ等の成果の検証結果に基づき，新技術の創出や新分野への適応に向けての方策を作成する。
- 10 全教員の教育研究活動情報を収集・分析，整理するとともに情報公開指針，公開基準等を定め社会への情報発信を推進する。
- 11 全教員の研究業績，外部資金等の情報を収集・分析するとともに，データベースを最新情報に常時アップデートし，社会への情報発信を推進する。
- 12 最新の研究情報を公式ホームページに掲載するとともに，研究紹介データベースの有効性を維持するため，教員への更新・登録作業の周知を徹底し，教員及び研究紹介情報をウェブサイト，冊子等で学内外に公表する。
- 13 認証評価機関による大学機関別認証評価の評価結果を検証する。また，教員個人評価の試行結果を基に評価方法等を見直し，教員の個人評価を実施する。
- 14 個人評価の試行評価結果を検証し，評価方法・評価基準を見直し，個人評価を実施する。
- 15 「目標評価室データ入力システム」の研究業績等のデータの分析結果に基づき，

大学全体の研究開発ポテンシャルの向上を目指した、より効果的な競争的研究資源の配分方法を策定する。

- 16 産業界等学外からの意見を聴取し、知的財産の創出、活用体制の見直しを行う。
- 17 特許出願件数増加のための方策の実効状況について調査・検討を行う。ニーズシーズのマッチング等のコーディネーション活動を実施し、特許出願の増加を目指す。
- 18 知的財産情報の発信方法の改善を行うとともに、知的財産の獲得が期待される研究テーマを抽出し、資金等の獲得強化を図る。
- 19 とよはしTL0の会員制度を利用して知的財産の地域への移転を推進する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 1 「研究戦略室」の体制の見直しを図る。
- 2 国家的・社会的研究開発動向等を反映した情報提供、戦略的取組制度の検討結果に基づき、第3期科学技術基本計画に基づく新たな競争的研究経費の獲得方策を作成する。
- 3 研究関連センター等の研究の推進、事業の効率化を図るため、委員会等の実施状況、活動状況について検証し、「研究推進機構」の機能の見直しを図る。
- 4 研究基盤センターにおける研究・教育支援、技術講習会等の活動状況の分析結果に基づき、更なる研究・教育支援、地域貢献を図るための方策を作成する。
また、研究活動を活性化するために設置したリサーチセンター等の活動状況の分析結果に基づき、研究の高度化を図るための方策を作成する。
- 5 教員の研究業績、社会活動等に関する最新情報を公式ホームページ及び広報誌等で掲載するとともに、積極的に外部へ公表するため、地元報道機関への情報提供の活性化を図る。
- 6 実質的な交流を通して、海外「サテライト・オフィス」の在り方を再検討する。
また、豊橋駅前「サテライト・オフィス」における地域に向けた情報発信、地域連携事業、産学官交流事業をより充実させるための企画・立案を行い、実施するとともに各種事業を見直し、より効果的な活用方法を検討する。
- 7 研究資金、研究スペース等の研究開発に係る学内資源を、有機的かつ機動的に運用するため課金制度及び点検・評価等システムの見直しを行い、さらなる共用スペースの確保を検討し、改修整備を計画して、よりいっそうの有効活用を図る。また、競争的研究資源の運用方法・配分方策の効果について検討する。
- 8 共用スペースの配分及び技術移転支援を開始する。徴収したスペース利用費等を活用した研究基盤の整備を開始する。
設備機器の更新及び維持管理についての設備整備計画（マスタープラン）を引き続き見直し、最先端かつ良好な教育研究環境の維持に努める。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- 1 地域連携事業を体系的に整理し、必要に応じ実施方法・内容の改善を図りつつ、スクラップアンドビルドを心がけた事業の企画立案を行う。また、地域の要望に応えられる地域連携体制を明確化する。
- 2 豊橋駅前「サテライト・オフィス」における地域社会に向けた情報発信、地域連携事業、産学官交流事業を実施するとともに、必要に応じ実施方法・内容の改善を図り、より効果的な活用方法を検討する。

- 3 地域文化の振興に資するための公開講座，図書館の開放，体験学習等を実施するとともに，事業を体系的に整理し，必要に応じ実施方法・内容の改善を図る。
- 4 地域の社会人に対するリフレッシュ教育，技能研修を促進するための事業を実施するとともに，事業を体系的に整理し，必要に応じ実施方法・内容の改善を図る。
- 5 初等，中等，高等教育機関に対する出前授業，研修生の受入れ，教員の専門教育研修等の教育サービス事業等を実施するとともに，事業を体系的に整理し，必要に応じ実施方法・内容の改善を図る。
- 6 東三河地域防災研究協議会と連携して防災に関する調査研究，防災意識啓発事業等を実施し，名古屋大学，名古屋工業大学との地震対策に関する連携事業を推進する。
- 7 地域企業等の技術開発を支援するため，大学が有する最先端の研究情報を効果的かつ積極的に発信するなど，地域企業等との共同研究等を推進するための方策を作成する。
- 8 地域企業等との技術交流をより積極的に推進し，地域社会の活性化・発展のための研究活動の強化方法を検討する。
- 9 地域企業等への講師派遣など，人的交流計画等により，人的交流を積極的に推進する。また，長期履修制度を企業，公共団体等に周知し，社会人学生の受入れを積極的に推進する。
- 10 海外への情報の発信，外国人留学生の受入れ，研究者交流等を推進する。
他大学の海外オフィスとの連携について検討する。
海外「サテライト・オフィス」の展開方針を策定する。
- 11 外国の大学，研究機関等との交流協定の締結や交流協定締結機関との交流状況を調査し分析する。調査分析した交流状況に基づき，協定の見直しを行う。
- 12 重点交流拠点大学を選定し，研究者，学生，職員等の交流の状況調査に基づき，交流拡大の支援方策を検討する。
- 13 海外共同研究の状況について，調査・検討方法を策定する。
- 14 国際研究集会参画の状況について，調査・分析方法を検討する。
国際研究集会の支援の在り方について，調査・分析する。
「国際会議（セミナー）の取扱要領」に基づいて，国際研究集会の開催を支援する。
- 15 本学教員を（独）国際協力機構（JICA）の高等教育開発プロジェクトであるアセアン工学系高等教育ネットワーク（AUN/SEED-Net）プロジェクトに継続的に教員を派遣する。
ベトナムにおける高等教育プロジェクトに継続的に参画する。
インドネシアにおける産学連携プロジェクト，大学院設置プロジェクトの調査研究への参画を継続する。
- 16 開発途上国の工学系人材育成のため，遠隔授業プログラムの実施方針に基づいたカリキュラムの策定を，配信元と配信先の教員の協働で行い，遠隔授業の試行と具体的な授業方法の策定を行う。
- 17 開発途上国の技術者の技術能力向上のため，（独）国際協力機構（JICA）の研修員事業及び（財）日本国際協力センター（JICE）の支援無償事業等による研修員の継続的な受入れと修了者へのフォローアップを実施する。また，フォローアップ方法の改善のための調査及び改善策の検討を行う。
- 18 本学教員をJICAのAUN/SEED-Netプロジェクトに係る国内委員会及び国内支援委員会へ継続的に参画させる。また，新規委員会が設置された場合には，各委員会に1，

2名ずつ委員として参加させる。

- 19 大学及び工業高等専門学校教員を対象とした国際協力人材データベースの更新・整備を実施し、データベースの質の向上と実用的なデータベースへの改善を図る。また、データベース登録者を対象とした人材育成支援セミナーを実施する。
- 20 国際交流協定校等から受入れる外国人教員・研究者を支援する体制を充実する。
- 21 サバティカル制度を施行する。
- 22 海外への職員の派遣を積極的に推進するため、各種派遣事業を行う。派遣教員の長期不在時の職務を代行するための臨時教員の採用体制、学内の各種委員会や、その構成委員数の大幅な削減等について検討する。
- 23 外国人留学生の受入れについて、多様な制度を活用して在籍人数200名程度を維持する。
- 24 (独)日本学生支援機構(JASSO)、海外実務訓練等の留学制度により、各課程・専攻から複数名を海外留学させる。
- 25 愛知県、豊橋市等の地方公共団体及び地域の国際交流団体等と協議を行い、地域ニーズの把握に努める。留学生の各種行事参加について、参加後にアンケートを実施し、課題等を調査する。留学生の行事参加の問題点を地域の国際交流団体等と協議する。

(2) 高等専門学校との連携に関する目標を達成するための措置

- 1 高等専門学校との相互の情報交換を活発化し、教育・研究面での連携をより一層充実させるとともに、情報発信、高専訪問の効果について再検討する。
- 2 高等専門学校生を対象に、体験実習を実施し、現役高専生を100名以上受入れるとともに、平成18年度に行ったアンケート調査の分析結果を踏まえて、体験実習の質的改善の方策を検討する。
- 3 高等専門学校との人事交流、共同研究を推進するための新たな事業を実施する。
- 4 高等専門学校教員が情報処理に関する高度の知識と技術を修得できるよう、既存の関連事業の改善結果を検証する。
- 5 大学院長期履修制度特別コースを開設し、高等専門学校専攻科修了の社会人に対して、修士課程・博士後期課程の募集を開始する。また、本学教員、同コース学生が所属する企業と高等専門学校専攻科教員との連携の下に指導する教育体制を整備する。
- 6 Web教材の充実を図り、e-ラーニング等の遠隔教育を推進する。また、平成18年度に続きWeb教材に関する著作権について調査を行う。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 1 常勤理事が副学長を兼務する運営体制を維持するとともに、理事と副学長の職務担当内容及び兼務する職務内容について見直す。
- 2 アドバイザー会議を必要に応じて開催するとともに、アドバイザー会議の助言又は提言を事業等に活用し、大学運営の機能強化、効率化を図る。
- 3 学長を中心とした機動的、戦略的な大学運営を行うとともに、学長補佐体制を見直す。
- 4 新たに「学生支援室」を設置するとともに、「目標評価室」、「企画広報室」、「研究戦略室」、「国際交流室」、「地域連携室」及び「高専連携室」並びに「知的財産・

産学官連携本部」の体制を見直す。

- 5 学長のリーダーシップによる戦略的な資源配分とともに、その検証による見直しを行う。
- 6 各種委員会の運営方法、構成員等の見直しを行い、効率化を図るとともに、各種委員会を見直す。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 1 学校教育法，大学設置基準の改正に対応した教員組織とするとともに，教育研究の基本方針に基づき，社会的要請に応えうる柔軟かつ機動的な教育・研究組織の再編について，実施計画に沿って引続き検討する。
- 2 学校教育法，大学設置基準の改正に対応した教員組織とするとともに，教育研究の基本方針に基づき，社会的要請に応えうる柔軟かつ機動的な教育・研究組織（学部・研究科，各種センター）の再編について，実施計画に沿って引続き検討する。
教育関連センター，研究関連センター，情報関連センター等学内各種センター等の教育・研究組織の充実を図る。
- 3 教育・研究組織の再編実施計画に沿って，引続き具体的に再編を検討するとともに，「名大・技科大協議会」で引続き，統合及び教育・研究連携事業等について検討し，実施可能な事業等を実施する。
- 4 外部資金の活用による寄附講座の設置等，教育・研究組織の充実を図る。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 1 公募制の在り方について検証する。また，公式ホームページでの公募内容等の公開を試行する。
- 2 「東海・北陸地区国立大学法人等職員採用試験」により必要な事務職員（技術職員を含む。）を採用する。なお，専門性の高い人材が必要となった場合は，公募等により採用する。
- 3 任期制の導入を実施する。
- 4 教職員の業績を適切に評価するための人事評価基準を整備する。教員については，個人評価の結果を用いた昇任，給与等に反映させる方策を検討し，実施する。
一般職員については，人事評価の基準を整備するため，全員を対象に試行し，その試行結果を検証する。
- 5 サバティカル制度を施行する。
- 6 事務職員の専門性，管理能力の向上を図るため，経営者・管理者養成研修，マネジメント研修，衛生管理者研修，業務の質を高める研修等，多様な研修に積極的に参加させる。
- 7 事務職員全体の活性化に資するため，他の国立大学法人等との人事交流を継続して計画的に実施する。
- 8 職員に対して研究活動の不正，研究費の不正使用を防止する措置の構築のほか，モラル向上のための啓発活動を行う。
- 9 教職員や学生の相談窓口を明確化した相談体制・防止対策体制を整備し，周知を図る。また，相談窓口担当者に対する研修を行い，担当者の資質の向上を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 1 業務の簡素化，迅速化を図るため，業務処理のマニュアル化を継続的に整備し，

必要に応じて事務局ホームページに掲載するとともに、事務の決裁権について、積極的に下位への委譲を推進する。

- 2 外部委託，人材派遣会社等によるアウトソーシングの導入の必要性を再検討し，非常勤職員と人材派遣職員の有効性について見直し，アウトソーシングの在り方を検証する。
- 3 事務改革アクションプランに基づき，業務を効率的に実施するため，事務組織，職員配置を見直し，柔軟な職員配置を実施する。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 1 本学教員の研究情報を更新し，産業界等へ積極的に公開するとともに，技術相談等により産業界のニーズの把握に努める。また，産学連携を推進し，外部研究資金増加のための方策を作成する。
- 2 本学の技術シーズ情報を産業界等に公開するとともに，産業界のニーズとのマッチングを行い，共同研究等の外部研究資金の増加を図る。
- 3 知的財産の有効活用促進に係る企画等を実施するための具体的な改善方法を検討する。
- 4 公開講座及び社会人教育等の事業を体系的に整理し，必要に応じ実施方法・内容を改善し，自己収入の増加を図る。
- 5 各種団体等に対する講義室の貸付，各種スポーツ団体，市民等に対する体育施設等の貸付及び学外に対し貸付に関する情報提供を積極的に推進するとともに，その他自己収入確保の新たな方策を検討する。
- 6 適正な学生数，授業料等学生納付金の設定により，自己収入の安定的確保に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 1 業務の見直しを行い，既に外部委託を実施している業務についても契約内容等を見直し，より一層の経費の抑制を図る。外部委託以外に経費の抑制が可能な方法の可否について検討する。
- 2 各種契約内容等を検証し，より効率的な業務内容となるよう継続して見直しを行い，管理経費の抑制に努める。
- 3 各課における定型的な業務から専門性の高い業務など個々の業務の内容を分析，検討し，その結果に基づき，業務の内容に応じてシルバーセンターを始め，人材派遣会社等外部委託を導入し，業務の合理化と人件費の削減を図る。
- 4 エネルギーの使用に関する実施計画書（管理標準）の見直しを行い，内容の充実を図るとともに，省エネルギーの啓発のためのポスターの作成，省エネルギー期間の設定等を実施し，経費の抑制を図る。また，老朽施設の改善に伴う省エネルギー効果の検証を行い，経費抑制を検討する。
- 5 電子媒体を活用した会議を推進しつつ，学内ウェブ機能等を利用したペーパーレス会議の実現を検討する。
- 6 「物品供用情報」の推進とともに，廃棄予定物品からの実験用部品の取り出し等，再利用に係る情報提供方策を構築する。
- 7 総人件費改革の実行計画を踏まえ，平成18年度の人件費予算相当額（法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出）から，概ね1%の人件費の削減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 1 内部牽制体制等の充実を図るとともに、外部資金等の余裕金について、安全確実な運用を行う。
- 2 既存施設の利用状況調査に基づく点検・評価の見直し、実施及び課金制度により、さらなる共用スペースの確保を検討し、改修整備を計画して、再利用及び再配分等の有効活用を図る。また、土地、施設・設備等の更なる有効活用について検討する。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 1 国立大学法人評価委員会による中期目標期間にかかる評価に対応した自己点検・評価の実施方針、実施計画、評価項目及び評価基準を整備する。
- 2 自己点検・評価の評価結果及び第三者評価の評価結果等の公開内容・方法を見直し、目標達成・評価の円滑化に資する内容の充実を図る。
- 3 国立大学法人評価委員会及び大学評価・学位授与機構による第三者評価結果を活用し、評価結果を不断の改革に十分反映させるための実施体制・方法等を整備する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 1 「サテライト・オフィス」を地域社会や海外に対する大学の戦略的広報活動の発信及び情報収集拠点として有効的に活用する。
- 2 積極的な情報公開を行うため、学内外で行う大学の主要な活動情報を収集し、公式ホームページ、ウェブサイト、自治体広報誌及びマスメディアに戦略的に掲載・提供する。教育研究並びに大学管理運営に係る活動情報・成果等の効果的な広報宣伝活動方策等を検討し、オープンキャンパス等における学外見学者への情報公開及び情報収集を促進する。さらに、大学の各種広報媒体を見直し、より効果的な広報の在り方を検討する。
- 3 広報活動及び大学評価等に対応するため、学内外で行う大学の主要な教育・研究活動情報データを収集するとともに、収集項目・内容等の見直しを行い、充実を図る。また、蓄積された最新情報を部局等が恒常的に利用できる効率的な体制・方法等を検討し、整備する。
- 4 オンラインマガジン広報誌に構築した意見・要望等収集システムにより得られた意見等を分析し、広報誌の見直し・充実を図る。公式ホームページのアクセス状況等を分析し、コンテンツ等の配置に関する見直しを行う。さらに公式ホームページへの意見・要望等収集システムの機能付与について検討する。オープンキャンパス参加者へのアンケートを実施し、情報公開に関する意見要望等を収集・分析し、学内で実施する情報公開の在り方を見直す。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- 1 キャンパス・マスタープランの老朽施設改修計画・年次計画の見直しを行い、必要な予算を要求するとともに、自助努力による施設設備の効率的な整備・充実を検討する。
- 2 キャンパス・マスタープランに基づき、安全対策を積極的に推進するため、校舎

等改修工事に係る計画を見直し、実施を検討する。

- 3 施設マネジメント（施設の機能向上，安全性の確保，スペースの有効活用，コスト管理）の新たな手法及び具体的方策を見直し，実施する。
- 4 既存施設の利用状況調査に基づく点検・評価の見直し，実施及び課金制度により確保された共用スペースをプロジェクト研究等に対応した施設に改修し，有効利用を図る。また，学内の全学共用貸し出しスペースの有効利用を推進する。
- 5 安全性及び快適性の確保のため，計画的な保全業務執行を実施する。
- 6 エネルギーの使用に関する実施計画書（管理標準）の見直しを行い，内容の充実を図り，省エネルギー・省コスト対策を実施するとともに，ごみの減量に関する対策を検討し，実施する。また，学内予算の状況及び施設バリアフリー化優先順位を見直し，トイレの設置等，バリアフリー対策工事を計画的に実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 1 安全衛生に関する事業の全学的な企画立案，職場巡視等の強化を目的として，安全衛生管理体制を見直し，再編成する。また，労働安全衛生法等に基づき，職員・学生の健康障害の防止及び健康の保持増進のため，メンタルヘルスを含め，健康に関する講習会を実施し，啓発を行う。
- 2 衛生管理者等の法定有資格者の拡充をさらに図り，安全衛生管理体制を強化する。
- 3 健康診断を計画的に実施し，職員及び学生の健康管理の充実を図る。
- 4 労働安全衛生法による各種健康診断を実施するとともに，その結果に基づき，産業医による保健指導，事後措置指導等を実施する。
- 5 産業医，労働安全衛生コンサルタント等による講演会を引続き実施し，職員に対して健康安全に関する情報を提供する。
- 6 各種作業の手順書を順次作成するとともに，ヒヤリ・ハット報告書を随時作成し，安全衛生に対する啓発を行う。また，安全衛生管理マニュアル作成に向け準備する。
- 7 衛生管理者による職場巡視や役員，安全衛生管理者等による全学的な職場巡視を計画的に実施し，危険箇所の把握を行い，改善に努める。また，作業手順書作成を推進し，作成した作業手順書を活用した安全教育を実施する。
- 8 安全衛生管理に関する講習会に安全衛生に関わる教職員を参加させ，資質の向上を図り，職員・学生の安全衛生教育向上に努める。
- 9 新入生ガイダンス並びに研究室に配属された学生に対するガイダンスなどにおいて，実験中の事故防止対策など安全教育を実施するとともに，安全の手引きの必要な見直しを行い，充実を図る。
- 10 事務系のセキュリティポリシーを職員に周知させる。現システムの終了に伴う他システムへの移行を検討する。事務局で使用しているソフトウェアの管理を徹底する。
- 11 平成18年度に実施した運用実態調査の結果を基に，ネットワークの設定を安全なものにして，利用の形態を整理するとともに，引続き情報セキュリティポリシーの周知に努める。

予算（人件費の見積りを含む。），収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

1) 短期借入金の限度額

11億円

2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

計画の予定なし

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
小規模改修	総額 179	国立大学財務・経営センター施設交付金(28)
校舎耐震改修		施設整備費補助金(151)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- 1 教育職員の流動性、多様化を推進するために、任期制の導入を実施する。また、公募制の実施に関して検証する。
- 2 「東海・北陸地区国立大学法人等職員採用試験」により必要な事務職員(技術職員を含む。)を採用する。なお、専門性の高い人材が必要となった場合は、公募等により採用する。
- 3 事務職員全体の活性化に資するため、他の国立大学法人等との人事交流を継続して

計画的に実施する。

- 4 事務の効率化を推進するため、職員の適正な配置を検討するとともに、多様な研修計画を企画し、積極的に研修へ参加させる。

(参考1) 平成19年度の常勤職員数 366人

また、任期付職員数の見込みを 15人とする。

(参考2) 平成19年度の人件費総額の見込み 3,452百万円(退職手当は除く。)

(別紙) 予算, 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成19年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	4,035
施設整備費補助金	151
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収益	34
国立大学財務・経営センター施設費交付金	28
自己収入	1,391
授業料, 入学金及び検定料収入	1,316
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	75
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,432
長期借入金収入	0
目的積立金取崩	161
計	7,232
支出	
業務費	4,761
教育研究経費	4,761
診療経費	0
一般管理費	826
施設整備費	179
船舶建造費	0
補助金等	34
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,432
長期借入金償還金	0
計	7,232

[人件費の見積り]

期間中総額 3,452百万円を支出する。(退職手当は除く。)

(うち, 総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 2,872百万円)

2. 収支計画

平成19年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	7,127
業務費	6,106
教育研究経費	1,415
診療経費	0
受託研究費等	771
役員人件費	208
教員人件費	2,469
職員人件費	1,243
一般管理費	350
財務費用	2
雑損	0
減価償却費	669
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	7,127
運営費交付金収益	3,961
授業料収益	1,096
入学金収益	235
検定料収益	41
附属病院収益	0
受託研究等収益	1,080
補助金等収益	32
寄附金収益	282
財務収益	0
雑益	137
資産見返運営費交付金等戻入	81
資産見返補助金等戻入	0
資産見返寄附金戻入	65
資産見返物品受贈額戻入	117
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成19年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	8,158
業務活動による支出	6,498
投資活動による支出	734
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	926
資金収入	8,158
業務活動による収入	6,892
運営費交付金による収入	4,035
授業料・入学金及び検定料による収入	1,316
附属病院収入	0
受託研究等収入	1,080
補助金等収入	34
寄附金収入	290
その他の収入	137
投資活動による収入	179
施設費による収入	179
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1,087